

令和 8 年度の個人住民税 改正点

1. 給与所得控除の改正

給与収入から給与所得を計算する際に、収入から控除される給与所得控除額が、給与収入金額が 1 9 0 万円以下の方について以下の通り改正されます。

例： 給与収入 150 万円の方の所得 （95 万円⇒85 万円）

給与収入金額	改正前 給与所得控除額	改正後 給与所得控除額
162 万 5 千円以下	5 5 万円	6 5 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	給与収入×4 0 %－1 0 万円	
180 万円超 190 万円以下	給与収入×3 0 %+8 万円	

2. 各種扶養控除に係る所得要件等の引上げ

配偶者控除や扶養控除等を受けるためには対象となる配偶者や被扶養者に所得要件が課せられておりますが、それらの要件が下表のとおり緩和されます。

変更となる所得要件および特例額	改正前	改正後
同一生計配偶者 及び 扶養親族の合計所得金額	4 8 万円	5 8 万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	4 8 万円	5 8 万円
雑損控除の適用が認められる親族に係る総所得金額等	4 8 万円	5 8 万円
勤労学生 of 合計所得金額	7 5 万円	8 5 万円
家内労働者等の必要経費の特例額	5 5 万円	6 5 万円

3. 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

以下の要件のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者の方について、新たに特定親族特別控除を受けることが可能となります。

- ・ 年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）。
- ・ 合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下。
- ・ 控除対象扶養親族に該当しない。

扶養親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
5 8 万円超 9 5 万円以下	4 5 万円
9 5 万円超 1 0 0 万円以下	4 1 万円
1 0 0 万円超 1 0 5 万円以下	3 1 万円
1 0 5 万円超 1 1 0 万円以下	2 1 万円
1 1 0 万円超 1 1 5 万円以下	1 1 万円
1 1 5 万円超 1 2 0 万円以下	6 万円
1 2 0 万円超 1 2 3 万円以下	3 万円